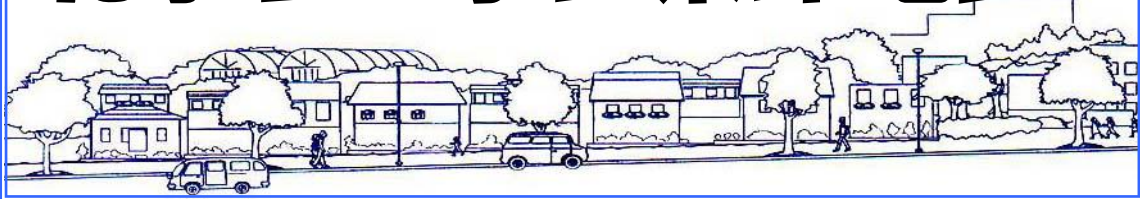


# 北小岩一丁目東部地区



No.108

2012/7/17

江戸川区土木部  
沿川まちづくり課

連絡先：推進第一係

TEL5668-5877

## 第6回土地区画整理審議会を開催しました

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

平成24年7月5日（木）に北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所で、第6回土地区画整理審議会を開催しました。

第6回審議会では、前回の審議会でご説明しました私道等の取扱い（特別の宅地に関する措置）について、審議会でご意見をいただきました。今号のまちづくりニュースでは、今回、同意をいただいた本地区の私道等の取扱いについて掲載します。

なお、次回の審議会の開催は、8月23日（木）の午後7時より予定しています。



### 第6回土地区画整理審議会 開催概要

- 日 時：平成24年7月5日（木）午後7時より
- 場 所：北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 1階
- 内 容：（1）私道等の取扱いについて [諮問]  
（特別の宅地に関する措置）  
（2）土地評価基準等の決定の報告について

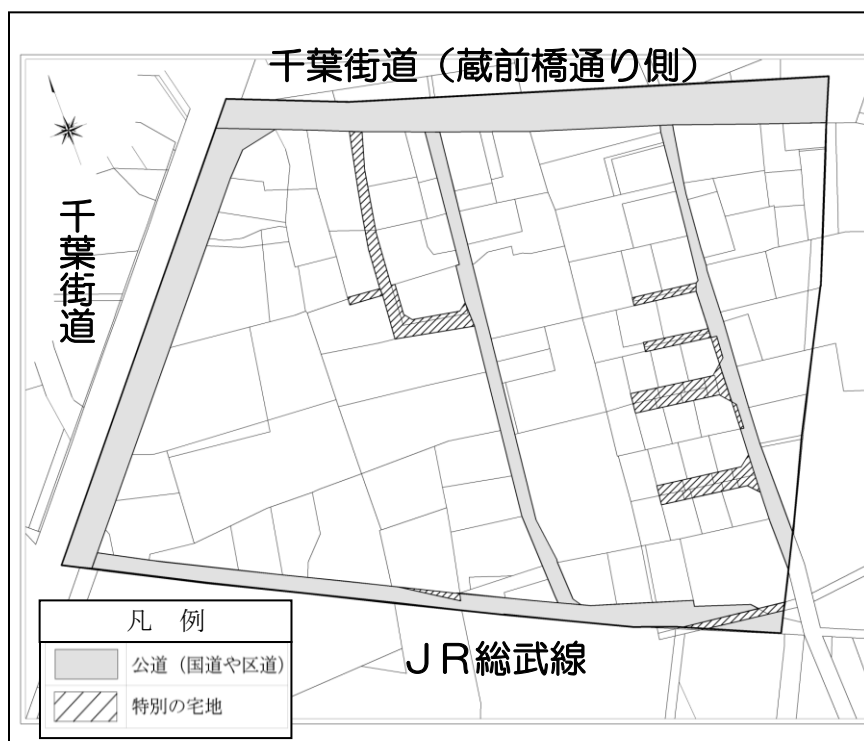
## 私道等の取扱い（特別の宅地に関する措置）について

○特別の宅地とは・・・

特別の宅地とは、土地区画整理法第95条に記載されている「道路の用に供している宅地」、「学校等の公共施設に供している宅地」などを指します。

なお、本地区においては、「道路の用に供している宅地」のみが該当し、「私道」及び「公道内私有地」を特別の宅地として取扱うことになりました。（右図参照）

また、本地区内に特別の宅地のみを所有している場合は、換地を定めないことができることとしました。（本地区内に「宅地」と「私道」の両方を所有している方の取扱いについては、次回の審議会の中で審議します。）



# 建物調査がお済みの方へ、調査書の提出をお願いします

これまでに建物調査へご協力いただいている方に移転補償金をまとめるための確認として、エアコンやブロック塀等の新設など建物や設備、工作物の変更箇所について調査を実施します。

調査については、現在、個別にお配りしています（右図参照）『工作物等の変更箇所に関する調査書』を**平成24年8月3日（金）まで**にまちづくり事務所までご提出ください。

なお、変更箇所のない方やこれまでに変更箇所について区にご連絡している方も、調査書のご提出をお願いします。

詳細につきましては、お配りしています『工作物等の変更箇所に関する調査書』をご確認ください。

工作物等の変更箇所に関する調査書	
提出日 月 日	
下記の質問に回答ください。	
氏名	
住所	
電話番号 <small>※連絡のつく電話番号を記入して下さい</small>	
質問① 建物調査終了後にエアコンやブロック塀の新設など建物や設備、工作物等の変更箇所はありますか。どちらかに〇をしてください。	1. はい 2. いいえ
質問② 質問①で「はい」と回答された方は、どのような箇所を変更しましたか。	(記入例) エアコンを新たに設置した

## 建物調査へのご協力をよろしくお願いします

本地区では、平成25年6月頃に仮換地指定の通知を行い、その後、皆さまと移転補償の交渉・契約を予定しています。

円滑な移転補償の交渉・契約を行うためには、契約前に建物調査及び移転補償金の算定が完了している必要があります。まだ、建物調査を実施されていない方につきましては、**是非、建物調査にご協力ください。**よろしくをお願いします。

## まちづくり事務所の屋上で花火を見ませんか！

8月4日（土）江戸川河川敷において、恒例の第37回江戸川区花火大会が開催されます。

そこで、今年も地域の方々のふれあいの場として、まちづくり事務所の屋上を開放させていただきます、花火の鑑賞会を行います。

花火をご覧になりたい方は、まちづくり事務所までお申込みください。

対象	18班地区に住んでいる方及び関係者
定員	会場の都合上、 <u>20名</u> とさせていただきます。（申込者多数の場合は、抽選となります）
申込期限	<u>7月27日（金）まで</u>
申込先	北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 電話：5668-5877 ※お申込みの時には、氏名、人数、連絡先をお知らせください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>エレベーターは使用できないため、屋上（6階の上）まで階段を上っていただくこととなります。</u></li><li>・会場で出たゴミは皆さままでお持ち帰りください。</li><li>・事故等については、区は一切責任を負えませんので、気をつけてご利用ください。</li><li>・トイレのご利用は事務所の1階となりますので、あらかじめご了承ください。</li></ul>



<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん  
沿川まちづくり課推進第一係 北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

